

老齢年金の受給開始は62歳以降です！ 退職する方は手続きをお忘れなく。

# 退職時には、年金記録の登録を！

組合員期間が1月以上あり、退職時に老齢厚生年金の受給権が発生していないすべての方は、将来の年金受給に備えて、年金記録(これまでの公務員期間や給与・標準報酬等)を登録する必要があります。

登録には、下記の該当書類が必要となりますので、所属所を通じて、必ずご提出ください。



年金さん

⚠️ 13月以上  
任用期間のある  
産育代・臨任★の方は  
忘れやすいので注意

## 1 老齢年金の受給権発生前に 退職する方(臨時的任用期間が終了する方★)

年金記録を整備し、「**年金待機者**」として登録します。

「退職届書(年金待機者登録届書)」を「一般組合員資格喪失届書」等と併せて、資格係へ提出ください。

待機者登録が完了すると、ご自宅へ通知が届きますので、大切に保管してください。



## 2 引き続き 他共済・他支部で働く方

退職後1日も空かずに、引き続き、国や地方の公務員として働く方又は公立学校共済組合の他支部の組合員となる方は、**年金記録を次の共済組合・支部へ引き継ぎます。**

「組合員転出・異動届書」を「一般組合員資格喪失届書」と併せて、資格係へ提出ください。



 **退職届書(年金待機者登録届書)を提出**

※「福利厚生事務の手引 別冊様式集」に掲載

 **組合員転出・異動届書を提出**

※「福利厚生事務の手引 別冊様式集」に掲載

★産育代替教諭など臨時的任用期間が12月を超えると翌13月日から共済組合員の資格を有します。組合員期間が1月以上となる場合は、任用が終了する度に「退職届書」の提出が必要です。例えば、平成28年2月以前に公立学校共済組合の資格を取得され、平成28年3月25日で任用が終了し、翌4月1日から正規採用される場合も必要となりますので、忘れずに提出ください。

3月15・16日開催

## 年金関係手続等説明会のお知らせ



50歳以上  
対象!

年金さん

定年を前に退職される方を対象に、年金手続き及び退職後の健康保険制度に関する説明会を開催します。退職される前に、ご自身の年金について、退職後の健康保険(任意継続と国民健康保険の違いなど)について、詳しく説明します。

### [ 対象者 ]

昭和31年4月2日生まれから  
昭和40年4月1日生まれまでの組合員(希望者)

### [ 開催日時 ]

平成28年3月15日(火)、3月16日(水) 午後2時30分から午後4時30分まで  
※どちらか都合の良い日に参加ください。

### [ 会場 ]

東京都教職員研修センター(水道橋)  
東京都文京区本郷1-3-3

### [ 説明内容 ]

●被用者年金制度一元化後の年金制度 ●これからの年金関係手続  
●退職後の健康保険制度 ※質疑応答あり

### [ その他注意事項 ]

●事前申込は不要です。 ●サービスの取扱いは「出張」となります。 ●説明会の詳細につきましては、1月中に各所属所に通知します。  
●本説明会は、共済組合の組合員期間等を年金待機者として登録するための手続き等について説明します。お忙しい時期の開催で恐縮ですが、対象者はできる限り、ご出席ください。

問合せ先 給付貸付課年金係 ☎ 03-5320-6828